

藥物乱用防止普及啓発活動

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

①薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（概要）

1. 医薬品の販売規制の見直し

(1) 一般用医薬品：適切なルールの下、全てネット販売可能

- 第1類医薬品は、これまでどおり薬剤師が販売し、その際は、
 - ・年齢、他の医薬品の使用状況等について、薬剤師が確認
 - ・適正に使用されると認められる場合を除き、薬剤師が情報提供
- その他の販売方法に関する遵守事項は、法律に根拠規定を置いて省令等で規定

(2) スイッチ直後品目・劇薬（＝要指導医薬品）：対面販売

- スイッチ直後品目*・劇薬については、他の一般用医薬品とは性質が異なるため、要指導医薬品（今回新設）に指定し、薬剤師が対面で情報提供・指導
 - ※医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していない薬
- スイッチ直後品目については、原則3年で一般用医薬品へ移行させ、ネット販売可能

(3) 医療用医薬品（処方薬）：引き続き対面販売

- 医療用医薬品については、人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、これまでどおり*薬剤師が対面で情報提供・指導
 - ※これまでは、省令で対面販売を規定

2. 指定薬物の所持・使用等の禁止

- 指定薬物*について、学術研究等を除き、その所持、使用等を禁止し、違反した場合には罰則
 - ※精神毒性（幻覚、中枢神経系の興奮・抑制）を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質

3. 施行期日

- 公布日から6か月以内の政令で定める日（1：平成26年6月12日、2：平成26年4月1日を予定） 1

②地域における国民的啓発運動の実施

○不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)

【概要】

- 不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施する。
- ポスター、パンフレットを用いて、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。

【実施機関】

主催：厚生労働省、都道府県

協賛：薬物乱用対策推進会議、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省、
文部科学省、海上保安庁



(ポスター)



(パンフレット)

不正大麻・けし発見、除去本数

(単位：本)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大麻	2,386,953	921,518	2,137,363	1,704,973	1,011,431
けし	1,089,522	1,484,750	949,399	855,570	1,113,448
合計	3,476,475	2,406,268	3,086,762	2,560,543	2,124,879

○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6月20日～7月19日)

【概要】

- ・ 新国連薬物乱用根絶宣言(2009年～2019年)の支援事業の一環。
6月26日「国際麻薬撲滅デー」前後にキャンペーンを各自治体で展開。
- ・ 官民一体となり、国民の薬物乱用問題に関する認識の向上を図る。
- ・ 公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが、国連支援募金※を実施。
※国連を通じて、地球的規模での薬物乱用防止に関する理解と認識の向上、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事する民間団体(NGO)の活動資金を援助に使われる。

【実施機関】

主催：厚生労働省、都道府県、公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

協賛：国際連合(国連薬物犯罪事務所)、薬物乱用対策推進会議、

警察庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、
財務省、経済産業省、文部科学省、国土交通省、
海上保安庁

後援：関係43団体



(ポスター)

③薬物乱用防止啓発のためのFacebook及びTwitterの活用

- 薬物乱用防止啓発訪問事業※の一環として、Facebook及びTwitterのアカウントを取得。
- これらを通じて薬物乱用に係る最新情報や訪問事業の内容等を随時掲載し、薬物乱用の弊害等について、効果的な啓発活動を実施していく。

Facebook : STOP the 薬物！ ～断る勇気が未来をつくる～
Twitter : <https://twitter.com/StopTheDrug>

※ 青少年、その保護者及び指導者層一人一人に対して、麻薬、覚醒剤、脱法ドラッグ等の弊害を正しく認識してもらうことにより、薬物乱用を許さない国民世論を形成し、薬物乱用の撲滅を図ることを目的に教育機関や地域のイベント等において、専門家による講演やアトラクションを開催。

④依存症対策

平成25年度障害者対策総合研究事業（精神障害分野）
様々な依存症の実態把握と回復プログラム策定・推進のための研究

分担研究「薬物依存症に対する包括的治療プログラムの開発と普及・均てん化に関する研究」

研究者：松本 俊彦

目的：依存症医療における課題を解決する

課題

コミュニティの強化、家族機能への介入が十分ではない

研究組織構成と計画

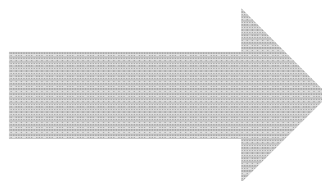
・ 包括的治療プログラム開発

・ 治療効果の検証、
均てん化

・ 治療効果の検証、
均てん化

期待される成果

包括的治療プログラムの
開発と均てん化



自殺ハイリスクグループの一つである
薬物依存者支援に対して、具体的な治
療・援助のツールとして貢献

(新規) 依存症治療拠点機関設置運営事業について

(新規) 26年度予算 11,743千円

【目的】

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性（否認や医療機関の不足等）から、依存症者が必要な治療を受けられていない現状にある。
- このため、依存症の治療及び回復支援を目的として、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち、5箇所程度を「依存症治療拠点機関」として指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見を集積するとともに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を「全国拠点機関」として1箇所指定し、依存症治療拠点機関で集積した知見の評価・検討を行うことで、依存症の治療・回復プログラムや支援ガイドラインの開発や支援体制モデルの確立を行う。

【対象】

- 依存症治療を行っている精神科医療機関 5箇所程度
- 全国拠点機関（依存症治療を専門的に行っている医療機関） 1箇所

【実施内容】

(1) 依存症治療拠点機関

- 依存症者やその家族への専門的な相談支援
- 精神科医療機関等への助言・指導
- 関係機関等との連携・調整
- 依存症者やその家族、地域住民等への普及啓発活動 など

(2) 全国拠点機関

- 依存症治療拠点機関で得られた知見の集積
- 依存症治療・回復プログラム、支援ガイドラインの開発
- 依存症回復支援体制モデルの確立 など